

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の
開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

平成29年3月に策定した浪江町復興計画（第2次）の基本方針「先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ
“ふるさと”なみえを再生する」を念頭に、農業の復興及び発展の基本的な方針を以下のとおりとする。

- ・農業用水路等の復旧・整備を図るとともに、復興組合による農地保全、営農計画の策定と推進、水稻栽培・野菜の実証栽培等を進め、農業者の自主的取り組みと必要な支援を行うことで、農業の再開を図る
- ・新しい農業（大規模化、機械化、六次産業化）への転換に積極的な農業者の取組を優先的に支援することで、風評被害を受けにくい花卉栽培の振興、新たな営農にチャレンジできる環境づくりをする。
- ・水稻等の実証実験を栽培から販売までを行い、将来にわたって浪江の農業を継承していくため、座談会等を通じて収益性の高い農業の形を目指す。
- ・全袋検査・モニタリングなど、放射性物質影響への確実な対応をするとともに、ライスセンターなど新たな農業施設を整備し、双葉郡北部での地域的役割を担う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・農業生産法人の参入・事業拡大を進め、集約化や生産性の向上により、農業経営力を高め、安定経営による魅力的な農業政策を進める。
- ・農業生産基盤である圃場の大区画化や用排水路の整備により、作業の効率化・生産性を向上させる。また、ため池の調査・復旧を進め、町内全域での農業用水の確保につなげる。
- ・農家単位での営農が難しくなった状況を踏まえ、水稻関連施設、花や園芸作物の関連施設、畜産施設といった共同利用等施設の整備について、地域や生産者のニーズを勘案しながら検討を進める。
- ・施設園芸のための設備を再整備し、早期の営農再開と農作物の出荷を目指す。また、各関係機関の支援を受けながら、6次産業化に取り組み、新たな地場産品の創出を目指す。
- ・放射性物質による農作物の影響に対して情報を収集し続け、安全・安心な営農に有効な技術の開発・活用を図るとともに、徹底した作物のモニタリングを行い、安全・安心な農作物の流通を目指す。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・現在立ち上がっている復興組合において、保全管理から営農に転換するため、地域の中での担い手・営農していく農地・営農形態を検討し、人・農地プランとして取りまとめる。また、人・農地プランの策定により中間管理機構の制度が活用可能になることから、一定の面積に集積し、法人等への斡旋も行う
- ・帰還困難区域及び津波被災地以外の農地については、除染終了後に農地の保全活動を行ってきている。保全を行う間、地域ごとに営農再開のための将来ビジョンの作成を進める。そのうえで、持続可能な地域農業の実現のため、土地改良事業が必要とされる場合は、地元からの要望に応じ事業を実施する。また、地域の担い手や農業生産法人へ農地を集約することにより、優良農地の確保に努める。
- ・津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部のうち、請戸地区・中浜地区・両竹地区については、生産性の高い営農を実現するため、土地改良事業（圃場整備）を検討する。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・農地の一部については、復興計画の土地利用方針に基づき、海岸防災林や工業団地とし有効活用を図る。なお、施設整備にあたっては、周囲の農地の利用に影響がないよう最大限の配慮をする。
- ・原子力災害の影響により、直ちに営農を再開することが困難な区域において、将来的な農業施策に支障を及ぼさない範囲で再生可能エネルギー事業の事業化を検討し、再生可能エネルギー事業の完了後の農地は農業的土地利用が可能になるように配慮する。
- ・災害復旧事業、土地改良事業、農地除染により再整備した農地は、震災前と同じように水稻を中心とした作付けを行うが、具体的な栽培作物については農業者と継続して協議する。
- ・甚大な被害を受けた沿岸部の農地は、原則的に農地として復旧し農業者の意向に応じて大規模圃場整備を目指す。また、復興のために必要な海岸防災林の整備・接続道路・水産業の施設等の整備も検討する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積			事業 主体	施行 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
				面積	うち 農地 面積	うち 農振地 域面積					
C地区	棚塩地区 第1工区 第2工区	その他施設 の整備	事業施設 用地	49.1ha	24.5ha	24.5ha	—	浪江町	29年度 ～ 32年度		非線引き 都市計画 区域の用 途地域外
				47.4ha	23.1ha	23.1ha	—				
				1.7ha	1.4ha	1.4ha	—				
D地区	谷津田地区	その他施設 の整備	事業施設 用地	92.1ha	88.5ha	92.1ha	87.7ha	浪江谷津 田復興ソ ーラー合 同会社	29年度 ～ 31年度		非線引き 都市計画 区域の用 途地域外
計				141.1ha	113.0ha	116.6ha	87.7ha				

※事業面積計については、棚塩地区の工区毎の端数処理の関係上、一致しておりません。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注)
- 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 - 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
 - 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 - 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
 - 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 棚塩 地区 棚塩産業団地整備事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
雨水対策は側溝等を整備し、周辺既存の排水路に接続し海に放流されるため、周辺農地への影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
国、県、町が進めるイノベーション・コースト構想の進捗にあわせて、都度土地利用基本計画の変更等を行う予定。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 谷津田 地区 谷津田地区太陽光発電事業

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図	国営かん がい排水 事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	88.5ha 用水路	完了	直轄	<p>当事業予定地は北側が高瀬川、東・南・西側の三方が帰還困難区域で囲まれた地区であり、平成29年3月に避難指示が解除されたものの、直ちに従前のような営農を再開することが極めて困難な状況にある。このため、本地区を太陽光発電事業の実施地区に選定し、売電収入の一部を町全体の営農再開、農業振興及び帰還支援等に活用する計画としている。</p> <p>また、施設整備用地については福島特別直轄災害復旧事業「請戸川地区」で復旧予定の施設に対し、太陽光発電設備設置による通水機能等への影響は無いこと、地区内の農業用排水路は適切に維持管理すること等、事業に支障がないことを東北農政局に調整済み。請戸川土地改良区及び農業委員会にもそれぞれ説明し調整済み。なお、農地転用に伴う請戸川土地改良区の区域除外等の手続きについては、土地改良区総代会（平成29年10月）で了解を得ている。</p>
	国営かん がい排水 事業	新請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	88.5ha 用水路	休止中	直轄	
	福島特別 直轄災害 復旧事業	請戸川	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H25～	88.5ha 用水路	実施中	直轄	
	県営かん がい排水 事業	請戸川	福島県	2,892ha	S53～ H15	83ha 用水路	完了	補助	
	県営ほ場 整備事業	高瀬川	福島県	205ha	S51～ S59	83ha 用排水路	完了	補助	
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<ul style="list-style-type: none"> ・整備する施設は太陽光発電に必要なパネル等であり、用排水系統を分断するものではないため、周辺農地の営農に対する影響は軽微である。 ・日照等についても施設が低層であり、特段の問題は無い。 ・これらのことについて、農業委員会及び請戸川土地改良区とは調整済みである（H29.8）。 									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。</p>									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

